

業務改善の実施状況報告

組織名	中部森林管理局富山森林管理署	連絡先	050-3160-6080
所管する業務の概要	富山県内の8市町に位置する105千haの国有林の管理野経営、治山事業の実施及び民有林と連携した森林整備の推進等		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
<p>(業務における心構え)</p> <p>① 「接遇マニュアル」に基づき、笑顔で親切・丁寧な対応や説明に努めるとともに、電話については3回コール以内の対応と丁寧な取り次ぎを心掛けており概ね定着している。</p> <p>また、署全体会議、課内打ち合わせにおいて、各職員が現在担当する業務について説明することにより、各職員が全体業務の状況について意識を共有できるように努めている。</p> <p>(国民の意見、要望、苦情に対する姿勢)</p> <p>② 関係市町からの意見・要望・苦情等等が寄せられた場合は、関係部署と相談しながら早期の対応ができるように心がけており、迅速に対応できている。</p> <p>③ 林業体験等の要望に対しては、フィールド提供等に取り組んできている。</p> <p>例えば、地元 NPO のボランティアによる森林整備の場提供要請について対応し、今後計画的に NPO 活動ができるよう協定締結に向けた取り組みを行っている。</p> <p>(国民への情報提供)</p> <p>④ 署、局ホームページにおいて情報発信するとともに国有林をPRするパンフレット等を作成し、情報提供に努めている。</p> <p>⑤ 各方面から求められた情報については、業務資料等を確認した上で迅速に対応している。</p>	<p>① 接遇については、更なる向上を図るため署内会議等において徹底の確認をしている。</p> <p>② 関係自治体等については、意見交換、説明等を実施しているが、一般国民からの声を広く聞く場がなかった。このため、署ホームページの充実を図るとともに、意見等の書込みができる欄を設け、国民参加の森づくりに活かしていくこととしている。</p>

2. 国民視点に立った業務の遂行について

<p>・これまでの取組実績及び現在実施している取組</p>	<p>・今後の課題とその改善策</p>
<p>1. 政策・事業（業務）等の企画立案・推進に関する取組 （政策ニーズ等の把握に向けた取組）</p> <p>① 関係市町村等との意見交換の場、県との森林・林業に関する意見交換の場を設定することにより、毎年の事業等が地元ニーズに合致しているかを確認することとしており、新しい要望については、業務等に反映できるように努めている。</p> <p>② 地元要望、収集した情報については、必要に応じて中部森林管理局及び名古屋事務所へ連絡し、対応について検討を行っている。</p> <p>③ 署窓口において公告等資料の手交時等に意見・要望等を伺うことをこころがけることにより、政策ニーズに関する情報収集に努めている。</p> <p>（関係部署との連携強化のための取組）</p> <p>④ 管理職は、週の始めに打合せを行い、収集した情報の確認と分析を行い、情報の共有化を図っている。</p> <p>⑤ 事業等の推進に当たっては、関係市町村等との意見交換の場、県との森林・林業に関する意見交換の場、流域調整の場（飛越連携等の広域的流域調整を含む）、森林レクリエーション関係者会議等の場において、情報交換・意見交換を行い連携を図っている。</p> <p>⑥ 治山事業においては、県・国土交通省の治山砂防連絡調整会議を開催し、当該事業の内容、計画について情報交換等を行って効率的・効果的な事業を進めている。</p> <p>（国民への政策等の説明方法）</p> <p>⑦ 市町村会と県・市町村の行政担当者を対象にした国有林が進めている事業や国有林をフィールドとした事業の見学会・説明会を開催し、国有林野事業に対する理解が深まるような対応をしている。</p> <p>また、植樹祭等へのイベントには、森林・林業や国有林を紹介するためのブースを設けるなどして参加し、木工教室、パネル、パンフレット配布等を通じて、一般国民が署</p>	<p>① 来年度は神通流域の地域管理経営計画等の策定年にあたるため、今年度は地域住民との懇談会等を開催するなどして、広く情報収集や意見交換を行い、国有林に対するニーズ把握に努めることとしている。</p> <p>② 市町村合併が進められたことにより、大部分が県奥地に存する国有林と市町の本庁舎の位置が大きく離れてしまい、また、新しい市町にとって森林・林業の政策的規模が相対的に小さくなってしまったことから、市町と国有林の関係が希薄になりつつある。このため、合併後の市町とは個別に情報交換・意見交換の場を設定することなど政策ニーズの把握に努めていくことを検討している。</p> <p>③ 治山事業については、地元自治体からは今までの実績に対して評価を頂いている。しかしながら、国有林の事業地が奥地にあることから、市町議員や一般住民には知られることが少なく、市町が議員や住民への現地見学会を企画する場合には、治山事業を組み込むように働きかけていくこととしている。</p>

への理解を深めてもらうよう努めている。

2. リスク管理に関する取組

(リスク管理の手順・ルール)

- ① 病虫害による被害によって道路や施設等に危険を及ぼすと思われる被害木については、伐倒処理し第三者の安全の確保を図ることを方針として、実施の検討を進めている。
- ② 新型インフルエンザ問題では、職員間で情報を共有し、予防対策等への取組みと予防の徹底を図っている。なお、署玄関に消毒液を置き、来訪者への予防を呼びかけている。
- ③ 外部及び関係者からの指摘や問題提起については、すぐ上司に情報連絡を行い、必要に応じて関係者の打ち合わせを行うなどして、迅速な対応に努めている。

(過去の失敗や教訓の活用)

- ④ 農林水産省のヒヤリ・ハット事例を確認し、業務の参考にしていく。
- ⑤ ヒヤリ・ハット事例の収集については職員に周知をしており、発生事例があった場合は局に報告している。

3. 食の安全に関する取組

(農林水産省職員としての食の安全への意識)

- ① 「食の安全」に関する資料・情報誌等を回覧し、農林水産省 HP の閲覧を指導するなどして、職員の知識向上に努めている。

- ① 問題の発生については、職員間で情報共有することとしているが、直接関係する職員にしか情報が伝わっていなかった事例が過去にあったことから、事案の内容によっては、署長・次長等の判断により早期に署全職員に情報を周知する措置を行うこととしている。

3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて

・これまでの取組実績及び現在実施している取組

(円滑な業務運営の実現に関する取組)

- ① 現場事務所を含めた会議、課会議、業務打ち合わせ等の場を適宜設定し、意見の交換が適切にできるよう努めている。特に、年度当初においては、全職員に対して、当年度業務の基本方針・予定について周知・徹底を図り、署全体が円滑に業務を開始できるための認識共有を行っている。
- ② 特定の者が労働過重とならないよう管理者等がチェック

・今後の課題とその改善策

- ① 4月期の異動により、新規採用から2～4年目の職員が多くなったことから、業務を通じた人材育成を図り、円滑な業務運営を推進することが課題となっている。課長等による指導のほか、必要に応じて次長等が人材育成をフォローしていくこととしている。

している。また、「心の健康づくり」に資するよう気軽に相談できる明るく風通しのよい職場環境作りに努めている。

- ③ 人事異動に伴い、新しい職務に就いた若手職員に対して上司等がフォローを行う体制をとり、業務を通じた人材育成を図ることによる円滑な業務運営の推進に努めている。

4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について

・これまでの取組実績及び現在実施している取組

- ① 出署会議、課会議、業務打ち合わせ等職員が集まる場を設定し、職員間の意見の交換が気軽にできるよう心がけている。
- ② 高山地域において、高山植物や雷鳥等稀少動植物の保護を図るため、一般から募集したグリーンパトロール員及び職員による保護・巡視等を行っている。また、山小屋や大学と共同で高山植物の再生事業に取り組んでいる。

・今後の課題とその改善策

- ① グリーンパトロールの実施に当たって、「愛される国有林」を推進するためには、顔となる隊員には登山の基本的ルール・マナーや高山植物等の知識を習得させるとともに、山小屋生活でのマナー、入山者への適切かつ親切な対応を指導していくこととしている。